

【第1号議案付属文書】

2019年国民春闘における賃金・労働時間短縮要求について

1. 2019年国民春闘における賃金要求の基本的な考え方

(1) 2019年国民春闘方針(案)では、実質賃金が低下し、人手不足と言われ、潜在的有資格者がいる今こそ、人手不足の解消と労働条件の改善を求め、消費の拡大と継続的な経済の発展のためにも、実質賃金の改善をめざすこととしている。実質賃金の改善を実現し、組合員が「頑張れば要求が実現できる」ことを認識でき、すべての労働者の賃金引上げを実現するとりくみとする。

(2) 2019年国民春闘の「統一要求基準」については、次の視点から設定する。

春闘アンケートの集約結果を基礎とする。

この間の賃金目減り分を取り戻し、すべての働く人々の暮らしを改善するベースアップを基本とする大幅賃上げを実現する。

全国一律最低賃金制度の確立を視野に最低賃金引上げ闘争と一体として賃金の底上げ・格差是正の課題を重視し、初任給を引き上げ、全体の賃金体系の引上げを迫る。

企業内最賃協定の改善・締結、均等待遇原則にもとづく格差是正で眼に見える前進をつくりだす。

職場・地域から時給1,000円未満で働く人をなくす要求として確立する。

2. 2019年国民春闘における賃金要求の具体的な検討

(1) 結論 = 19年国民春闘における統一要求基準(案)

結論として、以下の3点を2019年国民春闘における統一要求基準として設定し、すべての加盟組合がその獲得をめざす。その根拠は、以下の「(2)」以降で述べるとおりである。

賃上げ要求(案) = 月額25,000円以上、時間額150円以上 【参考】

最低賃金要求(案) = 時間額1,000円以上、日額8,000円以上、月額176,000円以上

底上げ要求(案) = すべての働く人々の底上げを実現し、時給1,000円未満の人をなくす

(2) 賃上げ要求の根拠

1) 国民春闘共闘委員会に報告頂いた「働くみんなの要求アンケート」の第3次集計(1月22日現在)は、詳しくは別紙のとおりであるが、23単産・4地方組織183,554人となっている(前年同期23単産24地方・193,212人、2017年18単産150,203人)。昨年同時期より集約数が減少している。大規模集約を掲げた方針との関係からいえば、ま

だ不十分な到達ではあるが、各単産の奮闘が組織外へも広がりを見せている。2019年国民春闘勝利の基礎づくりとなる職場討議促進のために、とりくみの継続が求められている。

- 2) 生活実感は、「かなり苦しい」が15.7%、「やや苦しい」は40.2%で、合わせた<苦しい>層が55.9%となっている。昨年いったん減少に転じた<苦しい>層は、ほぼ昨年並みである。統計上は名目賃金が上昇しているにもかかわらず、前年と比べて年収が「増えた」との回答が27.3%にとどまっていることとも併せて、厳しい生活は続いている状況である。<まあまあ>と感じている層の割合も大きく変わっていない。一方で「ややゆとりがある」4.8%、「かなりゆとりがある」は0.7%にとどまっている。

3) 賃上げ要求について

正規雇用労働者

月額での賃上げ要求で最も多かったのは「1万円」の28.2%で、つづいて「3万円」18.4%、「2万円」14.9%となっている。「2万円以上」の賃上げを求める人は52.9%に「3万円以上」の賃上げを求める人は39.8%に上っている。賃上げ要求の加重平均額は25,775円（前年同時期、26,714円）である。

賃上げ要求の加重返金額は、生活実感の苦しさを反映している。家庭での不足額が5万円以上との回答が52.0%であることを踏まえると、一時金などを加算しても不足は賄えない。「経済循環や地域経済の活性化には賃上げが必要」との賃上げを求める世論を背景に、職場における「賃上げはできる」との風を吹かせて要求確立・実現を迫ることが重要である。

安倍政権のもとで格差と貧困が拡大し、暮らしの悪化が進行していることを踏まえれば、底上げ要求としての設定は、上記二つの回答結果から、月額2万円以上の額でさらに、昨年を上回る額を設定することが求められている。

フルタイム有期雇用労働者（新設）

月額での賃上げ要求で最も多かったのは「1万円」の18.1%で続いて「3万円」11.2%、「2万円」8.8%となっている。3分の1以上の回答が「2万円以上」の賃上げを求めている。賃上げ要求の加重平均額は24,521円、時間単価換算で142円となっている。

1985年代以降、正規雇用労働者の賃金が大幅に上昇していくなかで、非正規雇用労働者の賃金は正規雇用労働者の賃金引上げに追いついていなかった。企業が廉価で使いやすい労働力として非正規雇用労働者を位置づけ、家計補助との性格が温存された等の理由がある。しかし、同一（価値）労働同一賃金であることから、最低賃金引上げの結果を賃金体系全体に反映させる。さらに、これまでの正規労働者の改善分を反映し上乘せした賃金引上げ・底上げを行い、各種手当や福利厚生も含めた労働条件の

改善が必要である。

短時間雇用労働者の時間額での賃上げ要求額

時間額での賃上げ要求額で最も多かったのは「100円」の30.5%で、続いて「50円」19.6%となっている。

時間額での賃上げ要求の加重平均は130.4円（昨年同期131.1円）となっている。

「100円以上」が60.3%である。

従って、格差是正分も加味して考えると、非正規雇用労働者の時間額は底上げが必要である。要求は、150円以上と設定することが求められている。

4) この間の賃金目減り分からの検討

アベノミクスの雇用破壊のもとで働く人々の暮らしはますます苦しくなっており、実質賃金は減となった。とくに、安倍政権のもとでは5%の減(13年 - 1.4%、14年 - 3.4%、15年 - 0.7%、16年 + 0.7%、17年 - 0.2%)となっており、これを取り戻すことが重要である。

働く人々の生活悪化に歯止めをかけ、内需拡大による経済再生への道筋を切り拓くには、実質賃金低下分の約5%に定昇相当分の約2%を加えた7%程度をめざす必要がある。

ところで、一般労働者の平均賃金は352,870円（毎月勤労統計調査2018年5月確報）である。従って7%の具体的な額は24,700円となる。また、時給賃金労働者の平均賃金は1,134円（同前）であることから80円となる。

(3) 要求額の決定について

春闘アンケートと実質賃金の目減り分を考慮する。さらに非正規雇用労働者と正規雇用労働者との格差の是正を考慮した場合

正規雇用労働者の賃金引上げ要求額は月額	25,000円
非正規雇用労働者の賃金引き上げ要求額は	150円

(4) 「最低賃金要求」と「底上げ要求」の根拠

1) 非正規雇用労働者の低賃金構造を打開し、均等待遇原則を基本に格差を是正し、人間らしく暮らせる賃金の実現が強く求められている。この間の最低生計費試算調査等の結果からも、全国どこでも月額22~23万円程度（時給換算で1,300円程度）の賃金が必要である。

全国一律最賃制の実現をはじめとした「社会的な賃金闘争」を総合的に強化し、人間らしく暮らせる賃金を求めるたたかいを総合的に強化する必要がある。

2) ただし、現在の低賃金実態を踏まえ、組合員一人一人のエネルギーを引き出す全国・全職場でのたたかいの構築等を考慮し雇用戦略対話などの政労使合意等を踏まえると、

「本来は時給 1,500 円以上が必要」という合意づくりをすすめながらも、2019 年国民春闘においては「今すぐ 1,000 円以上、めざせ 1,500 円」という旗を掲げて、「時給 1,000 円未満をなくす」底上げの課題で目に見える前進を作り出すことが重要と考える。

よって、労働組合のある事業所で、雇用形態の違いにかかわらず、すべての労働者を視野にした最賃協定の改善・締結など、時給 1,000 円以上への底上げをはかるたたかいを強めるとともに、社会的にも時給 1,000 円未満の人をなくす具体的なたたかい、キャンペーン運動をすすめていく必要がある。

よって、以下のとおり、ダブル掛けの要求とすることが適当である。

最低賃金要求(案) = 時間額 1,000 円以上、日額 8,000 円以上、月額 176,000 円以上
底上げ要求(案) = すべての働く人々の底上げを実現し、時給 1,000 円未満の人をなくす

3 . 2019 年国民春闘における労働時間規制要求

2019 年国民春闘では労働法制、特に賃下げなしの労働時間短縮が焦点になることから、新 36 協定キャンペーン運動を展開し、労働時間規制を重視する。その際、法定労働時間は「1 日 8 時間、週 40 時間」であることを労使で確認する。なお、全労連の方針は「特別条項は設けない」こととしている。

時間規制要求はこれまでの署名などを踏まえて、以下のとおりとし、36 協定に反映する。

時間外労働

時間外労働の上限は、週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間までとすること

インターバル規制

勤務時間インターバルは 24 時間について 11 時間以上とすること

深夜勤務や変則勤務の場合

所定労働時間を短縮すること

所定労働時間を超えた場合は法定労働時間内であっても時間外手当を支払うこと

以上

【参考】 昨年の額 月額 20,000 円以上、時間額 150 円以上